

マイナンバーを活用した情報連携の 拡大等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
精神・障害保健課

知的障害者(児)関係事務における個人番号の利用事務及び情報連携の対象範囲の拡大

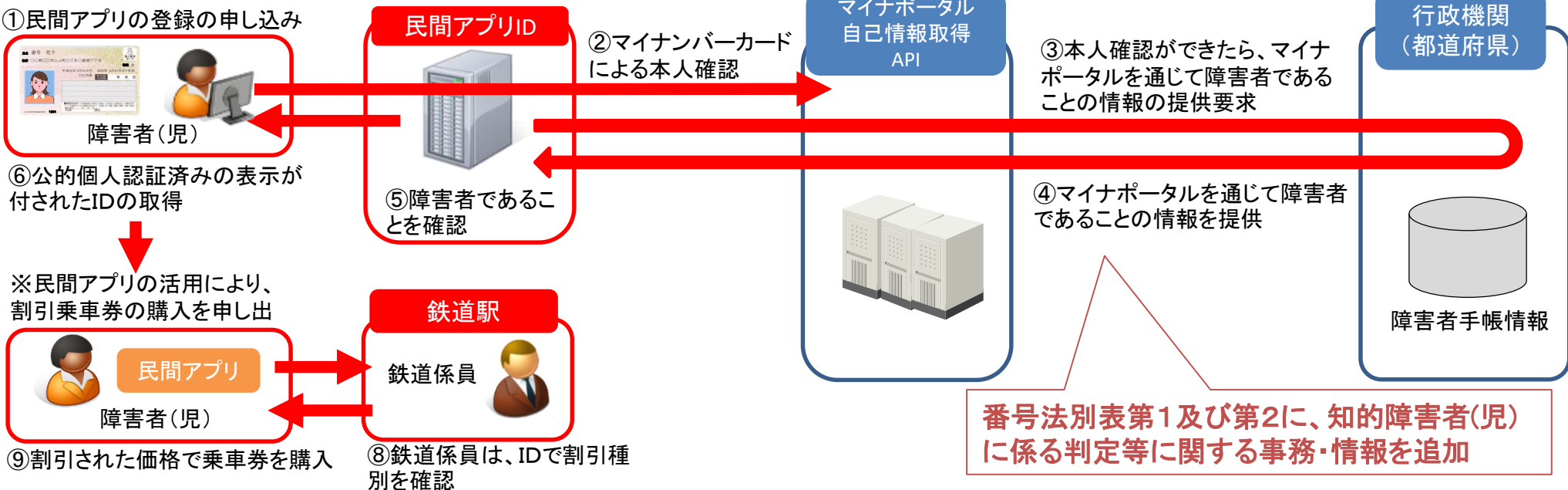
現 状

- 現在、身体障害者及び精神障害者については、民間アプリの活用により、マイナポータルの自己情報取得APIを通じて手帳情報を取得することで、民間事業者等の障害者割引サービスに必要な手続をデジタルで行うことが可能。
- 一方で、知的障害者(児)については、上記メリットが享受ができない状況にあるため、改善を求める要望あり。

番号法の一部改正

今般、番号法を改正することにより、知的障害者(児)の手帳情報がマイナンバー情報連携の対象となり、身体障害者及び精神障害者と同様に、民間アプリにおけるマイナポータルの自己情報取得APIを活用することで、各種の割引サービスを受ける手続などのデジタル化が推進される(障害者割引を受けようとする際、知的障害者(児)の手帳(療育手帳)そのものの提示が省略できる)。

【イメージ】



※ 上記のほか、鉄道事業者における乗車券割引等のインターネット予約サイトを通じて、自己情報取得APIの活用による割引を受けることも可能となる予定(2023年)

施行期日: 公布の日から施行 1

知的障害者（児）関係事務におけるマイナンバーの利用・情報連携に向けたスケジュール

療育手帳の交付の事務に関する情報について、2020年度（令和2年度）中に結論を得て必要な措置を講じ、2022年度（令和4年度）までに情報連携の対象とする。

※「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）」の別添1「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」より抜粋

	2020年度 （令和2年度） 1～3月	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
療育手帳の交付事務におけるマイナンバーの利用・情報連携	療育手帳に関する結論	国、自治体における情報連携開始にむけた準備 （関係法令の整備、システム改修、副本登録作業等）		順次、療育手帳の情報連携開始

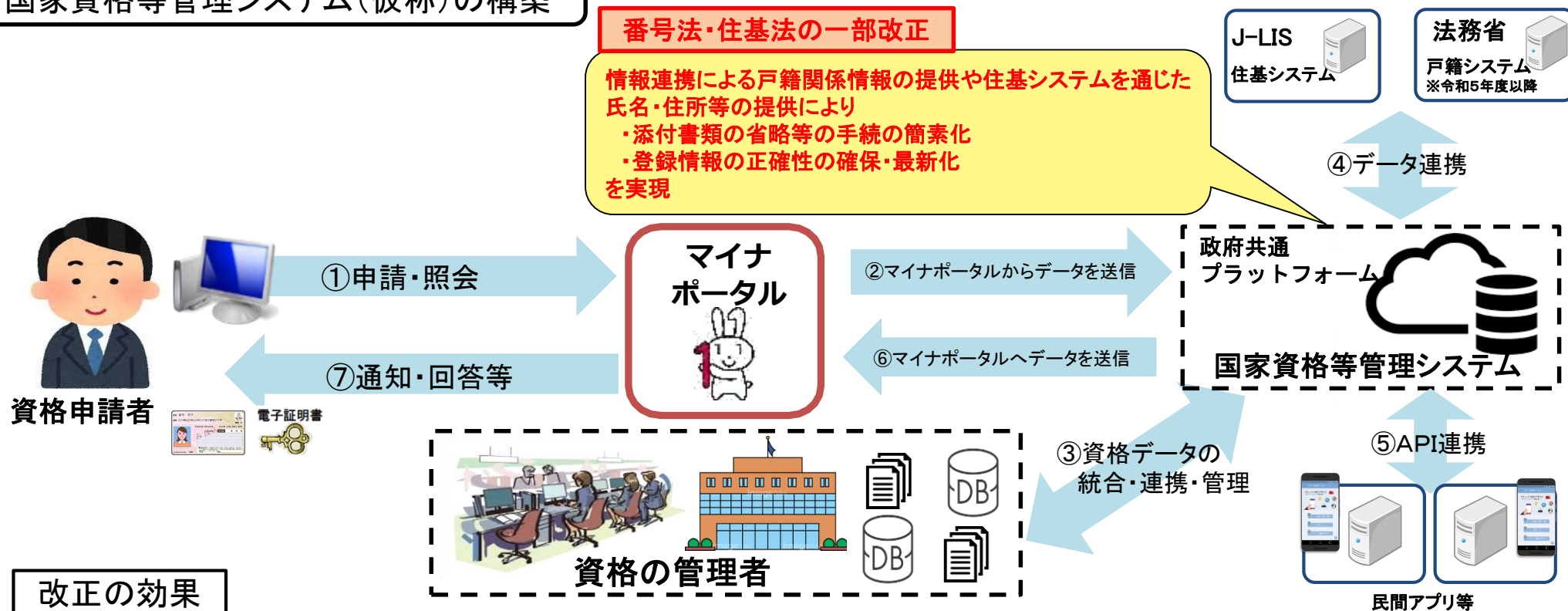
※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳は、既にマイナンバーの利用・情報連携の対象となっている。

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

国家資格等管理システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日

対象となる国家資格について

税・社会保障・災害等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基システム・戸籍システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等管理システム(仮称)によるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑬	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	⑭	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	⑮	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	⑯	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	⑰	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	⑱	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	⑲	保育士
⑧	理学療法士	⑲	はり師	⑳	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉑	きゅう師	㉑	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉑	柔道整復師	㉒	税理士
⑪	義肢装具士	㉒	救急救命士		

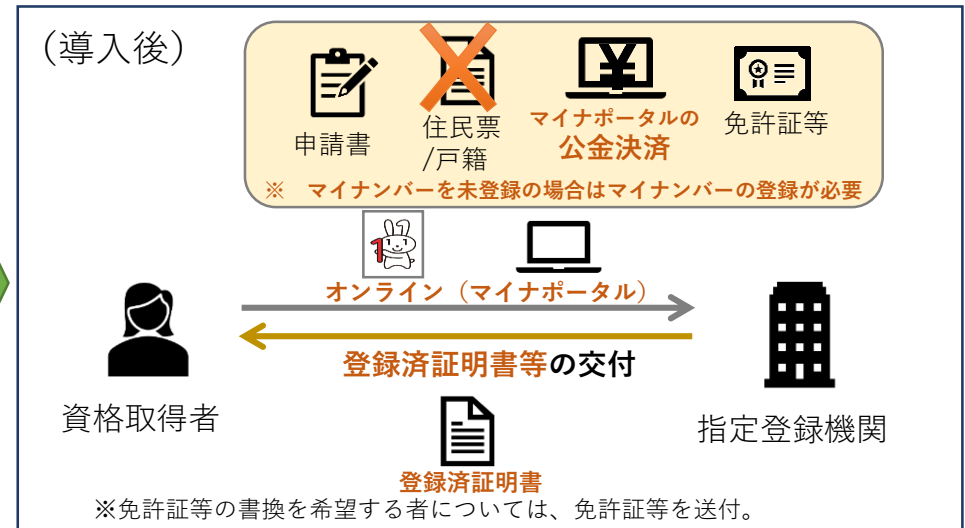
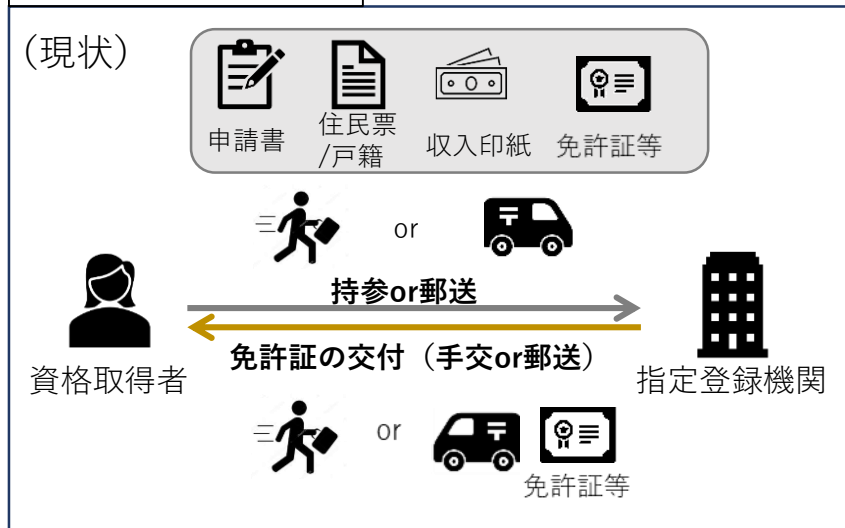
※上記の32資格以外の国家資格(約300資格程度を想定)は、基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)による住基システムとの連携を行う。これらの資格は国家資格等管理システムによるデジタル化を順次行う。

精神保健福祉士及び公認心理師に係るマイナンバー制度の利活用について

1. 届出（氏名・本籍地・死亡等）の簡素化及びオンライン化

- ・資格の取得時にマイナンバーを登録。
- ・マイナンバーによる情報連携等で、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略する。
- ・利便性向上の観点から、申請・届出手続をオンラインで完結。（マイナンバーカードを利用）
- ・登録免許税／手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用。
- ・登録事項の変更後、登録済証明書を発行し、希望者のみ免許証等を書換え。
- ・法令遵守の観点から、年1回J-LISに資格者情報を照会。未届出者へ、届出勧奨を行う。なお、死亡届については、職権での登録原簿抹消を可能とする。

登録事項変更時の取扱い



2. マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示

- ・資格保有者がマイナンバーカードの電子証明書を活用して資格所持を証明、提示。



マイナンバー制度の利活用に必要な法律改正事項について

1. 改正事項

	項目	改正する法律名	概要	対象資格
1	・ マイナンバー利用事務及び住民基本台帳ネットワークシステム利用事務に資格管理に関する事務を追加する改正	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） ・ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	・ 各資格管理においてマイナンバー制度及び住民基本台帳ネットワークシステムを利活用するため、別表に、資格管理に関する事務を追加する。	・ 社会保障の給付に関わる全32資格（P.4 参照）
2	・ 登録事項変更時の登録証の書換え手続を原則廃止する改正	・ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） ・ 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号） ・ 公認心理師法（平成27年法律第68号）	・ 登録事項の変更と登録証の書換え手続が法律上、一体化している資格について、登録証の書換え手続を原則不要とするための改正をする。	・ 社会福祉士 ・ 介護福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 公認心理師

2. 施行スケジュール



※上記の法律改正事項については、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」において措置。